

高等職業訓練促進給付金の支給

就業又は育児と修業の両立が困難な母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業する場合に助成します。

また、高等職業訓練促進給付金対象者に対して入学準備金（50万円）や就職準備金（20万円）の貸付制度もあります。

【対象者】 次の要件をいずれも満たす方が対象です。

1. **ひとり親家庭**で児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方。
（同居親族の所得制限限度額超過により支給停止となっている方も対象になる場合がありますのでご相談ください。）
2. 養成機関において1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
3. 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方。
4. 高等職業訓練促進給付金又は高等職業訓練修了支援給付金のいずれの助成も受けたことがない方。

【助成額及び助成期間】

高等職業訓練促進給付金	助成額	最終年限1年間について4万円を増額 住民税非課税世帯 10万円（最終1年間は14万円） 住民税課税世帯 7万5000円（最終1年間は11万5000円）
	助成期間	上限48月（4年）
高等職業訓練修了支援給付金	助成額	修了後に2万5000円（住民税非課税世帯は5万円）

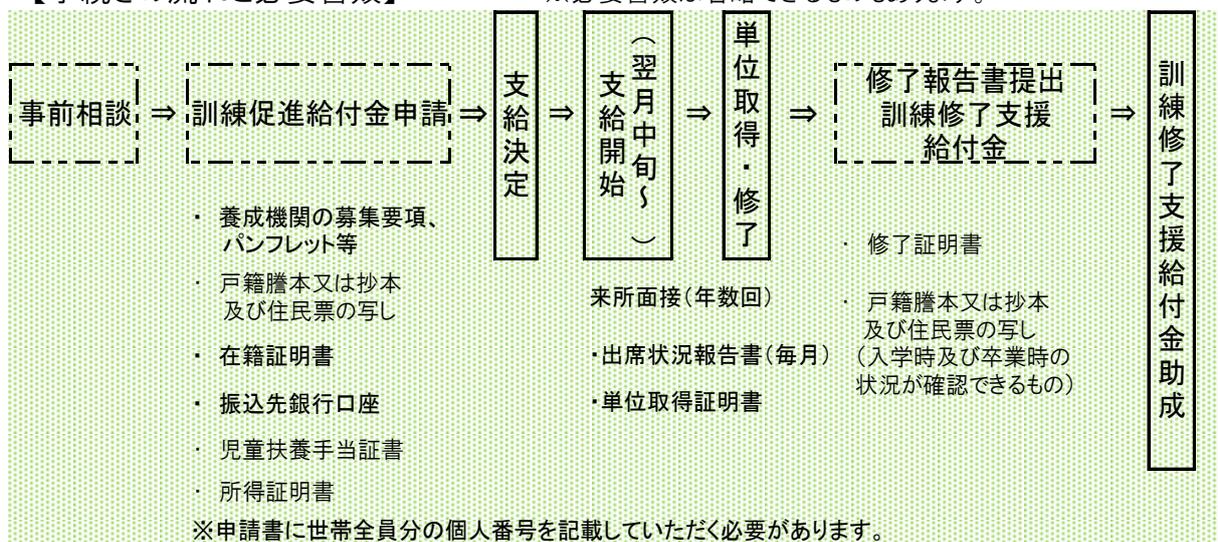
【対象資格の例】

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士
歯科衛生士・柔道整復師 等

≪記載のない資格でも該当する場合がありますのでお問い合わせください。≫

【手続きの流れと必要書類】

※必要書類は省略できるものもあります。



【相談・窓口】 **こども家庭支援センター 047-351-7698**